

定期検査中の 2 号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 2 号機は定期検査中ですが、12 月 5 日午後 2 時 38 分頃、原子炉建屋 1 階南西側二重扉^{*1}において、社員 3 名が原子炉建屋内側から外側に退出するために二重扉内に入った際に、1 名が内側扉を閉操作していた最中に別の社員が外側扉を開操作したところ、2 つの扉が一時的に両方開く事象が発生いたしました。ただちに当該社員は両扉の閉操作を実施し、この状況は解消されました。

二重扉は一時的に両方開いたものの、ただちに閉めたため原子炉建屋の負圧を検出している警報の発生はありませんでした。

なお、本事象は、定期検査中で、かつ燃料の移動を伴わない状況で起こったものであるため、保安規定に定める「運転上の制限」^{*2}の逸脱にはあたりません。

二重扉が一時的に両方開いた原因については、電磁クラッチ（操作ハンドルとかんぬきを連結する部品）の作動不良によるものと推定しており、当該電磁クラッチについては交換して、調査することといたします。

なお、電磁クラッチを交換するまでの間、当該扉は使用を禁止するとともに、2 号機の他の二重扉については 1 カ所を使用禁止、2 カ所を監視員配置の上で入口・出口専用扉とし、一方通行とする運用を行うことといたしました。

以上

* 1：二重扉

原子炉建屋は事故時に放射性物質を閉じ込める機能を有しており、このため同建屋内を常時負圧に維持する設計としています。出入口は原子炉建屋の負圧を維持するために二重に扉を設置しており、同時に 2 つの扉が開かない設計となっています。なお、今年 8 月に当該扉のインターロックの不具合による同時開の事象が発生しておりますが、その後、同時に開操作しても開かないインターロックに改修済みであり、今回の事象発生後にもインターロックには問題がないことを確認しております。

* 2：運転上の制限

保安規定では原子炉の状態に応じて、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

原子炉建屋の二重扉については、少なくとも 1 つが閉鎖状態にあることが要求されており、運転上の制限を満足しない場合には、原子炉建屋の負圧を保つための措置を講じることが要求されています。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>）